

受注者各位

北海道十勝総合振興局長

工事施工に係る架線、地下埋設物等の損傷事故防止について

工事の施工にあたっては、工事規模の大小を問わず事前に現場における架線、地下埋設物の有無を確認し、これらの物件がある場合は、必ず次のことを実行し、これらの物件を損傷することのないよう配慮してください。

記

- 1 電線、水道管、ガス管、石油管等が埋設されていると認められる場所、または、その付近を掘削する場合
 - (1) 試験掘りにより、当該占用物件を確認すること。
この場合、当該物件の管理者に立会を求め、試験掘りを行うこと。
 - (2) 当該占用物件の管理者と協議した上、物件防護、工事の見回りその他保安上必要な措置を講ずること。
 - (3) 管理者の不明な埋設物を発見した場合は、埋設物に関する調査を再度行い、当該管理者の立会を求め、安全を確認した後に処置すること。
 - (4) ガス管または石油管の付近では火気を使用しないこと。
- 2 現場に架線（電力線、電話線等）がある場合、または、その付近で作業する場合は上記に準ずることとし、特に次の作業を実施する際には十分注意すること。
 - (1) ダンプトラックの荷台上げ走行
 - (2) 掘削機械、杭打ち機、クレン等を使用する場合
 - (3) 機械による杭等の抜き取り時
- 3 上記1及び2の事項を現場作業員全員に周知徹底すること。

(帯広建設管理部建設行政室入札契約課)